

2013年9月10日

前払い方式に関連するご質問について

一般財団法人家電製品協会

第23回会合において、何名かの委員より前払い方式に関連して2つの質問をいただきましたので、以下のように整理いたしました。

I、見えないフローに回る廃家電を減らし、家電リサイクル法下の正規ルートに回る量を増やすために、前払い方式に変更すべきではないか。

見えないフローにおける廃家電の処理を整理いたしますと、その廃家電から得られる資源売却益、処理や運搬に要した費用等の多寡によって、

- ① 有償（処理業者が廃家電を買い取るケース）
- ② 逆有償（排出者が処理費用を支払うケース）

の2つに分かれると思われます。

※注：①の場合は、処理業者は有償で買い取っても赤字にはならない。

②の場合は、処理業者は費用を得ないと赤字になる。

正規ルート (メーカープラント)	見えないフロー ②逆有償 ①有償
---------------------	--

前払い方式に移行した場合、処理の費用は製品購入時にお支払いいただいたリサイクル料金で賄われることになるため、排出者が排出時に処理費用を支払う必要がなくなります。

そうすると、見えないフローに流れていた廃家電の内、②の逆有償での処理となっていた分については、正規のルートに戻ってくる可能性があると考えられますし、不法投棄についても減少する可能性があると考えられます。

しかしながら、①の有償で処理されていた分については、排出者にお金を支払われるというインセンティブが残るため、正規のルートに戻ってくる可能性は小さいのではないかと考えられます。

また、不正輸出などに回る場合においても、廃家電を有償で引き取っているケースについては、やはり正規のルートに戻ってくる可能性は小さいと思われます。

また、前払い方式については、リユースを優先しようというインセンティブが働きにくいいため、現状リユースに回っているものの一部はリサイクルに回る可能性があると考えます。

現行制度の下で、金属スクラップ業者等が②の逆有償で引き取って処理をしている廃家電の量がどのくらいあるのか、データがないため確たることは言えませんが、前払い方式に変更することで引渡し率にある程度の改善があったとしても、見えないフローに流れる廃家電はなくならないと思われます。

参考資料に記しましたように、前払い方式を取っている欧州のWEEEの事例でも、正規ルートで処理されている廃家電は3割から4割とのことでした。

メーカーとしては、前払いにすれば回収量は増えると考えてはいますが、その効果は未知数であり、初回会合からの繰り返しになりますが、新たな制度のメリット・デメリットを総合的に評価することが必要と考えております。

Ⅱ、前払いのコストを考えると、自動車リサイクルのような方式やメーカーに資金を置いた方式について考えていただきたい。

(1) 前提

- ・前払い方式については、自動車方式のような資金共同管理方式と、資金個社管理方式を想定しコスト項目を比較。
- ・具体的なコストについては、前払い制度の詳細が不明であり金額試算は困難。
- ・前払い方式に移行しても、家電4品目廃棄時には現行方式と同程度の管理票等によるマニフェスト管理を行う。
- ・メーカーのリサイクル料金について係るコストのみ整理の対象とする。

(2) 3方式の対比

① 現行方式：後払い方式

② 製品販売時に消費者よりリサイクル料金を回収し、資金を共同管理する方式

③ 製造業者等が個社にて資金を管理する方式

		①現行方式	②資金共同管理方式	③ 資金個社管理方式
販売時	販売時の製品管理に係るコスト	—	●	●
	料金回収に係るコスト	—	○	○
	資金管理に係るコスト	—	● (大)	● (小)
廃棄時	回収管理 (管理票等) に係るコスト	○	○	○
	料金回収に係るコスト	○	—	—
	料金払出に係るコスト	○	○	○

[注] ●は新たに必要となる追加コスト

○は現行方式において発生しているコスト

なお、料金回収に係るコストは、②③の方式においては、販売時に発生するか廃棄時に発生するかによるので、結果として相殺されることとなる。

(3) 新たな課題

	①現行方式	②資金共同管理方式	③資金個社管理方式
A：既製品の扱い	—	×	×
B：消費者の負担感	△	×	×
C：課税について	—	△	×
D：リサイクル料金の設定 (困難さ)	—	×	×
E：企業倒産	—	—	×

[注] ×は課題となる事項

△は課題となる可能性がある事項

参考資料にAからEの内容を記載。

- ・上記(2)より、現行方式と比較し前払い方式は新たな項目で費用が発生するため、現行方式の方がローコストと考える。
- ・また、前払い方式に移行することにより(3)に掲げたような新たな課題が発生する。

参 考 資 料

I、欧州WEEEでの事例

欧州では、2003年に発効したWEEE指令に基づき、各国でリサイクルの義務を負う製造業者や製品輸入業者（合わせて製造業者等とします）が、廃家電の回収・リサイクル制度を構築しております。

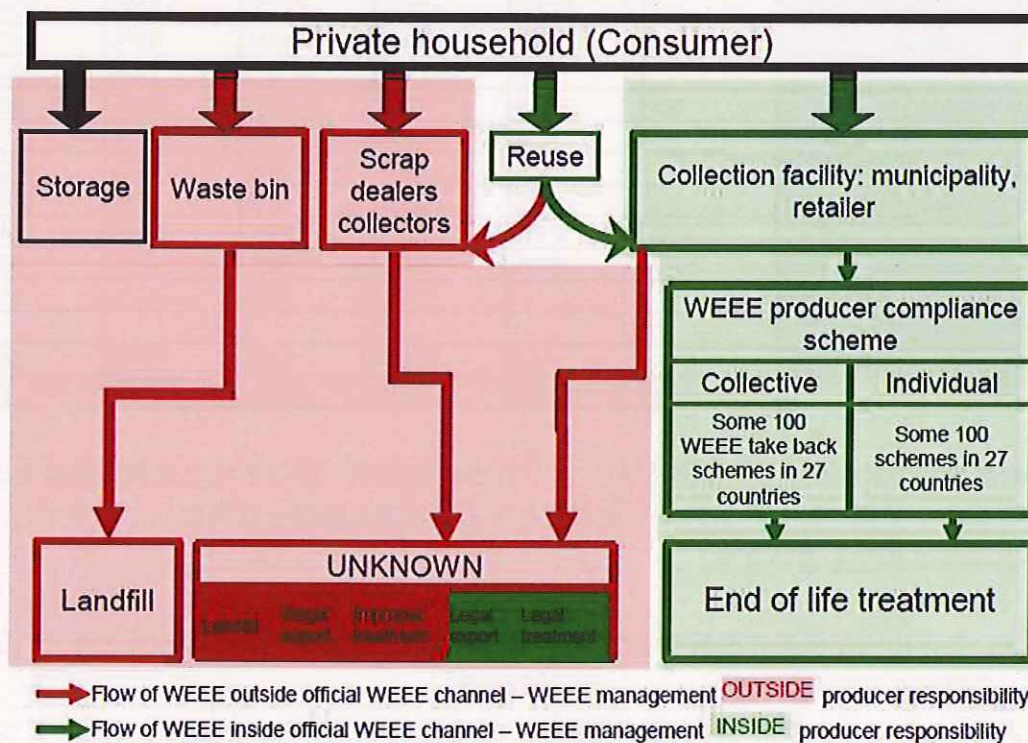
製造業者等は、日本とほぼ同じで、廃家電が収集ポイントに来てからリサイクルプラントで適切に処理されるまでの責任を負っており、そのための費用を前払い（製品価格に上乗せ）としています。（そのリサイクル料金を明示している国もあれば、完全に内部化している国もあります。）

なお、消費者の各家庭から収集ポイントまでの廃家電の運搬は、ドイツのように基本的に消費者自らが行う国もあれば、小売業者や自治体が各家庭から回収する国もあります。ただ、いずれの場合においても、製造業者等の物理的責任の範囲外となっています。

また、小売業者・自治体が消費者から回収した廃家電をメーカーに引き渡す責任については、法律上明示されておられません。

しかしながら、導入後5年が経過した2008年の指令見直し開始時点で、欧州委員会が「指令の目的に掲げたWEEE（廃棄電気電子製品）の不適切な処理への対処が効果的に機能しておらず、また目的達成でその効率性に問題がある」旨を公式に表明しました。

それを受けて欧州における製造事業者等の団体であるデジタルヨーロッパから出されたポジションペーパーによると、欧州での廃家電の流れは以下のようになっているとの記述があります



※Digital Europe : JOINT POSITION PAPER ON WEEE RECAST SECOND READING (26 July, 2011)

一般の家庭から排出された廃家電は、緑色で表示されたWEEE指令の枠内で処理されるルート
の他に、スクラップ業者等によるUNKNOWNな処理ルート（赤色）も存在しています。この処
理ルートの中には、合法的な処理を行っているケースもありますが、どれだけの廃家電が非合法的
に処理されているかについては「UNKNOWN」です。

どのくらいの廃家電がWEEEの適正なルートで処理されているかという、下表にある通り国
によって差がありますが、概ね3割から4割、多くても5割というレベルにとどまっているよう
です。

この理由ですが、適正なルートに出すよりも、スクラップ等の処理で取り出した資源（主として
金属）を売却したり、輸出をしたりする方が儲かるためと考えられており、実際に廃家電を収集し
た自治体がスクラップ業者に売却しているという事例もあります。

GEO/TIME	2005	2006	2007	2008	2009	2010
Belgium	32%	31%	31%	30%	36%	36%
Bulgaria			22%	39%	60%	88%
Czech Republic			17%	22%	32%	32%
Denmark		35%	48%	48%	58%	56%
Germany		41%	36%	37%	50%	45%
Estonia		32%	35%	17%	43%	43%
Ireland			36%	44%	46%	46%
Greece	0%	6%	15%	22%	31%	26%
Spain		0%	28%	38%	20%	21%
France		1%	11%	18%	25%	27%
Italy			33%	32%	54%	52%
Cyprus	15%	30%	15%	13%	12%	14%
Latvia			18%	23%	32%	28%
Lithuania	6%	19%	24%	28%	30%	37%
Luxembourg	0%	48%	33%	36%	36%	28%
Hungary	12%	18%	27%	33%	37%	33%
Netherlands		152%	172%	132%	182%	208%
Austria	30%	40%	39%	44%	47%	45%
Poland		2%	5%	9%	24%	23%
Portugal	0%	3%	14%	24%	26%	30%
Romania		1%	2%	9%	31%	17%
Slovenia		0%	15%	21%	29%	30%
Slovakia	7%	17%	26%	32%	49%	44%
Finland	31%	29%	30%	34%	37%	34%
Sweden	57%	57%	54%	64%	70%	69%
United Kingdom			24%	33%	30%	31%
Liechtenstein						
Norway	26%	54%	53%	55%	67%	59%
合計	26%	21%	27%	31%	38%	38%

※欧州委員会の統計データ（EUROSTAT）より算出。数値は、回収された全廃家電量を上市され
た家電の全重量で除したもの。（日本における回収率の定義とは異なっていますし、対象と
なる製品の範囲も違います。）

欧州では、こういった状況を改善するため、昨年発効させたWEEE指令の第2弾で、回収率の
ターゲットを設定しました。

それによると、2019年までに上表の定義における回収率が65%を超えることとなっており、
そのためには、UNKNOWNな処理ルートの実態を見えるようにすべきという提言がなされてい
ますが、現地からは実現は相当難しいのではないかと、との声が聞こえてきています。

II、前払い方式移行による新たな課題

A：既製品の扱い

- ・自動車リサイクルは、道路運送車両法の登録制度を活用して新車登録から廃棄まで管理されている。自動車リサイクル法本格施行後、新車の登録時に、又は既販車の最初の車検時に預託金等を自動車の所有者から徴収し、法本格施行後3年で既販車の大半についても預託金の徴収が行われた。家電には、自動車のような登録制度は存在せず、新品に前取りを適用したとしても、既製品については現行の後取り方式によるしかないと考える。既製品が全て廃棄されるまでには相当の長期間を要すると考えられる。
- ・その間、現行の家電リサイクル券システムを維持・管理・運営するコストは、減少すると思われるもののゼロにはならない。
- ・また、小売店や自治体におかれましては廃家電品引取時に、当該の廃家電品がすでにリサイクル料金を支払済みであるか否かの確認・チェックいただく必要があり、それぞれ別の対応が必要となる。

以上については、資金個社管理方式においても同様。

B：消費者の負担感

- ・概ね10年以上後に発生するリサイクルの費用を製品購入時に支払うことへの負担感。
- ・Aにて記載の通り既製品の扱いが必要になり、消費者が既製品を廃棄され新しい家電4品目を購入される場合には、二重にリサイクル料金をお支払いいただく必要がある。
- ・また、この期間が相当の長期間継続する事となる。

C：課税について

- ・自動車リサイクルは、Aにて記載の仕組みをとることにより、これらの預託金への課税が留保されている。
- ・家電リサイクルにおいては、自動車の登録制度を利用することは出来ず、その結果、資金共同管理方式においては課税される可能性が非常に高いと思われる。
- ・資金個社管理方式においては、引当金は法人税上、益金扱いとされ課税される。

D：リサイクル料金の設定（困難さ）

- ・概ね10年以上後のリサイクルコストをどのように見通し、リサイクル料金を設定する事は極めて難しい課題である。

E：企業倒産

- ・資金個社管理方式においては、リサイクルに係わる資金は個社が引当てることになる。
- ・家電4品目がリサイクルとして排出されるのが相当の長期間となるため、その期間における企業倒産は起こりえる事象と考える。
- ・そういった企業の製品を購入された消費者には、当該製品を廃棄するときには改めてリサイクル費用を負担いただく必要がある。（この場合、当該法人は倒産しており、別のリサイクルをしてくれる者にリサイクルの実施を委託することになる。）